

新潟市体育施設及び都市公園体育施設の使用料の適用及び免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 新潟市体育施設条例(昭和39年新潟市条例第33号。以下「体育施設条例」という。)、新潟市都市公園条例(昭和32年新潟市条例第44号。以下「都市公園条例」という。)及び新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則(昭和40年新潟市規則第18号。以下「徴収規則」という。)に規定する使用料の適用及び免除の取扱いについて、次のように定める。

(定義)

第2条 体育施設条例別表第2の適用に関する通則第3項及び都市公園条例別表第3(5)の表の備考(以下「使用料通則等」という。)中「市長がこれらに準ずると認めるもの」は、以下のとおりとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律26号)第124条に規定する専修学校又は第134条に規定する各種学校(以下これらを「専修学校等」という。)で、当該専修学校等の児童又は生徒の年齢及び修業年限が学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。以下同じ。)の児童又は生徒の年齢及び修業年限と同一であるもの

(2) 保育所

2 使用料通則等中「その他これに準ずる団体」は、小中学生のみを対象とした活動を行う場合の新潟市スポーツ協会に加盟している団体及び次項に規定する団体とする。

3 使用料通則等中「その他市長が適当と認める団体」は、以下のとおりとする。

(1) 新潟市スポーツ協会及び各区スポーツ協会

(2) 各区スポーツ協会に加盟している種目別統括団体

4 体育施設条例別表第2 1(2)の表の備考欄に規定する「トレーニング室」は、体育施設条例別表第2 1(1)の表に規定するトレーニング施設及び都市公園条例に規定する白根総合公園白根カルチャーセンタートレーニング室とする。

(民間スポーツ教室等の使用料)

第3条 スポーツ教室その他これに準ずる行為(以下「スポーツ教室等」という。)を行う指導者及び団体の主催者等(会員からの会費・謝金等を生計の全部又は一部にあてているものに限る。)が当該スポーツ教室等を行うために体育施設を利用する場合の使用料の額は、体育施設条例別表第2及び都市公園条例別表第3に規定する「入場料を徴収する場合」の額とする。

2 前項の規定は、体育施設の指定管理者が自ら管理する施設において自主事業としてスポーツ教室を行う場合の利用を除く。

(全部免除の対象)

第4条 徴収規則別表第1項に規定する使用料を全部免除できる対象は次のとおりとする。

(1) 徴収規則別表第1項第1号の項の市が主催するものには、新潟市立の小学校、中学校、中等教育学校又は高等学校が教育課程に基づく教育活動で利用する場合を含むものとする。

また、校舎の改築等の事情により学校施設が使用できない場合は、部活動を対象とする。

(2) 徴収規則別表第1項第2号の項の新潟市小学校体育連盟又は新潟市中学校体育連盟が主催する大会には、競技大会だけでなく計画的に実施される研修会及び講演会を含むものとする。

また、新潟地区中学校体育連盟が主催する競技大会にも準用する。

(3) 徴収規則別表第1項第4号の項、第5号の項及び第12号の項の対象となる事業は、年度当初に年間計画を提出した事業のうち市長が認めたものとする。

(4) 徴収規則別表第1項第8号の項の対象事業は、サタデーパスポート事業とする。

(5) 徴収規則別表第1項第9号の項及び第10号の項には、障がい者の団体が専用利用する場合を含むものとし、この場合は「使用料免除申請書」の提出を求めるものとする。

(主催の範囲)

第5条 主催には名義共催や後援は含まない。

(申請者)

第6条 次の表の申請を行う団体等において、申請者欄に掲げる職の者より下位の職にある者からの申請の場合は、使用料の割引適用及び免除の対象としない。

申請を行う団体等	申請者
新潟市	所管課長又は機関の長
学校	学校長又は園長
大学	学部長又は学生部長
スポーツ少年団	代表
スポーツ協会加盟団体	団体会長
体育連盟・野球連盟	連盟会長
地区スポーツ振興会等	会長

(その他)

第7条 この要綱で定めるもの以外の取扱いについては、市長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

「新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料の免除の取扱いについて」及び「市長が準ずると認める学校」の規定については、廃止する。